

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 県土づくり本部農山漁村課

条例・規則等の名称	佐賀県漁港管理条例	条例等の番号	昭和48年条例第16号	
許認可等の種類	施設保全区域内における行為の承認	根拠条項	第4条第2項	
審査基準	<p>知事の指定した区域で、次の場合においては承認しない。</p> <p>甲種漁港施設の用途・目的を妨げ、かつ、甲種漁港施設に著しい影響を及ぼすおそれがあるとき</p>			
	受付 機関	処理 機関	交付 機関	標準処理期間 30日 標準経由期間 日
	農林事務所	農林事務所	農林事務所	目次 NO
				1